

# 会 議 録

会議の名称	平成25年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成25年10月24日（木） 午後6時00分～午後7時48分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成25年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成25年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成25年10月24日（木）午後6時00分～午後7時48分

2 場 所 第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成25年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①口座振替受付業務 ②小金井市住宅支援給付事業業務 ③児童発達支援センター運営業務

(3) 諮問事項

諮問第12号 小金井市耐震改修促進計画策定業務における固定資産課税台帳及び土地家屋名寄帳の目的外利用について

諮問第13号 口座振替受付システムについて

諮問第14号 口座振替受付システムのオンライン接続（通信回線接続）について

諮問第15号 口座振替受付システム運用委託について

(4) その他

ア 次回の日程について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫	植 草 康 仁	仮 野 忠 男
亀 山 久美子	篠 崎 潔	嶋 田 一 男
白 石 孝	多 田 岳 人	土 屋 義 弘
望 月 皓	渡 瀬 浩 一	

#### 【市側】

上原第1副市長

河野総務部長

<納税課>

堤納税課長補佐

<保険年金課>

本木保険年金課長

<地域福祉課>

小堀地域福祉係長

<自立生活支援課>

堀池自立生活支援課長

<まちづくり推進課>

北村まちづくり推進課長

後藤住宅係主事

<資産税課>

根本資産税課主査

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

伏見総務課長

石川情報公開係主事

**【傍聴者】**

0名

前川納税課主査

野村保険年金課主査

高橋地域福祉係主事

川村自立生活支援課主査

井梅住宅係長

白鳥情報公開係長

**【総務部長】**

開会の挨拶

**【第1副市長】**

挨拶

(委嘱状の交付)

**【総務部長】**

(委員の自己紹介・事務局職員紹介)

(会長選出) 松行委員を選出

(職務代理者指名) 仮野委員を指名

以上、内容は省略

**【会 長】**

ただいまから平成25年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席の御連絡を申し上げたいと存じます。本日、西口委員は都合によりまして御欠席との連絡を受けております。よろしく願いいたします。

それではまず、「平成25年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既にこの文書は皆様のお手元に届いているかとは存じますが、改めまして訂正等ございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づきます個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【第1副市長】**

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開示に関するものが10件となります。

次に、諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「小金井市耐震改修促進計画策定業務における固定資産課税台帳及び土地家屋名寄帳の目的外利用について」、個人情報保護条例第14条に基づく「口座振替受付システムについて」、個人情報保護条例第15号に基づく「口座振替受付システムのオンライン接続（通信回線接続）について」、個人情報保護条例第27条に基づく「口座振替受付システム運用委託について」の合計4件となっ

ております。

細部につきましては事務局から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

【会 長】

承りました。

【総務課長】

申し訳ございません。副市長並びに総務部長が公務のため退席させていただきます。

【会 長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は各担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は開始10件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページは、その内訳で、備考欄に「諮問関連」の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。届出番号17-549「住宅支援給付支給申請書（期間延長用）」及び4ページ、届出番号17-550「住宅支援給付支給申請書（期間再延長用）」でございます。様式類集につきましては、1ページから4ページに書式を載せてございます。地域福祉課の案件です。

恐れ入ります、先ほど見ていただきました保有届の7ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

住宅支援給付事業業務につきましては、平成21年度から行われている事業ですが、長引く不況等を鑑み、平成25年度に要件等の改正がされたことを受け、住宅支援給付の支給を延長または再延長するため、新たに各様式を追加することから届出るものです。個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人

情報の内容欄を御覧下さい。

説明については以上になりますが、本日、資料の訂正がありますので、主管課より説明させていただきます。

**【地域福祉係長】**

保有届7ページのタイトルについて記載の誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。提出書類では、「小金井市住宅手当緊急特別措置事業実施取扱要領」と記載されておりますが、正式名称は、「小金井市住宅支援給付事業実施取扱要領」となります。大変申し訳ございませんでした。

**【会 長】**

ただいま、保有等届出報告書の7ページの資料の冒頭にあります表題の文言の訂正がございました。

それでは、早速、御質問、御意見があればお願いします。

**【嶋田委員】**

7ページにある、就労支援員とはどのような方がなるのか。

それと今、いろいろな問題があって、情報が漏れたり、事件が起きたりしていますよね。そういった事への対応がどのようになっているのか伺いたい。

**【地域福祉係主事】**

就労支援員についてですが、こちらは非常勤職員として公募させていただいております。どんな事業をするのかというと、ハローワークと連携した就労についての相談や、心のケアも含めた相談などに関して就労支援員が行っております。

もう1点、受給者の方々の個人情報ですが、こちらは内部だけに提出される書類があります。例えば通帳です。その方の財産がどれくらいになっているのか、基準がこちらの法律にありまして、50万円以下の貯金の人というのがまず基準でありまして、次に収入状況です。こちらはどんな収入があるかとか、そういったものを見るために提出をお願いしております。これらはコピーをとって、その場でお返しするのですが、写しは決定を受けて、鍵のあるところに保管する形になっております。

**【嶋田委員】**

ハローワークから人員が来るということですか。

**【地域福祉係主事】**

こちらは市報の呼びかけと公報掲示板で、こういったお困りの方いませんかという呼びかけやハローワークでも周知のほうを行っています。

**【嶋田委員】**

今質問したのは支援員についてなのですが、その支援員さんのコンプライアンスとか、いろいろな問題をどういう体制でチェックされているのですかというところが聞きたかったのです。その方が書類を作成したときに、例えば誰がどういうチェックをするとか、情報が漏えいしてはいけないと思うので、そういう体制はどうなっていて、どのようにお考えですかということを知りたいです。ちょっと違う話のようでしたけれども。

**【会 長】**

嶋田委員の御発言どおり、焦点が少しだけずれていたように思いますので、もう一度そこを正確に、どういう人が就労支援員になるのか、追加して説明していただきたいと思います。

**【地域福祉係長】**

支援員については、非常勤嘱託職員であるのですが、公募で募集しまして、その際に住宅支援等の経験がある、実務経験のある方をお願いしております。実際、今業務に携わっていただいている方については、他市で同じく住宅手当支援給付事業に関係していた人に携わっていただいております。

**【会 長】**

嶋田委員の御意見、御質問の中身を伺っておりますと、市の組織としてコンプライアンスを保つために、どのような仕組みをこの制度は担保しているのかという御発言がありましたので、その点をもう一言つけ加えていただきたいと思いません。

**【地域福祉係長】**

ハローワークからこちらに来てやっているとかがという形式ではありません。小金井市の非常勤嘱託職員として雇っていただいている方なので、市の職員としての守秘義務が発生しております。

**【嶋田委員】**

守秘義務は当然ですが、市民目線から見れば、二重にチェックするとか、そういう安心できるような仕組みがあるのでしたら聞かせていただくと、なお、安心できるということなのです。今のお答えですと、漏らしちゃいけないとか、そういうことは当たり前ですが、そういうことだけの答えではなく、もう少し手厚いことでやっていますよということがあればいいかなと思います。

**【総務課長】**

一般的に非常勤で雇う場合というのは、市の職員と同様に守秘義務が発生することになります。ただ、当然、非常勤職員ですから、その上に主任なり係長なりがいますので、そういった決裁等についても一定のチェック等が入りますから、一般的には各課で非常勤職員だけがそういった情報を囲っているということはありませんという中で、一定のチェック体制は当然働くというふうに、私は所管外になりますけれども、一般的に市の内部の関係はそうなっているかなというところでお答えさせていただきます。

【会 長】

仮野委員、関連してございますか。

【仮野委員】

守秘義務は公務員である以上当然あるわけです。この審議会は個人情報をごどのように保護するかという審議会です。だから、そういう臨時的な職員を採用したときに、個人情報保護は大事ですので、絶対漏らしてはいけませんという念書等をとっていますか。例えばとっているのなら、それでいいのです。あるいは契約書にそれがちゃんと入っているということをあなた方が知っていればいいのです。個人情報保護について職員がどれくらい知っているか、そこをはっきりとあなた方職員自身が個人情報保護はいかに大事かというのを認識しておかないと、質問が出ても答えられない。だから、そこを少し勉強すればいいのです。

【会 長】

仮野委員から貴重な意見があったと思いますが、担当課を越えて総務課長からひとつ答えてもらいます。

【総務課長】

非常勤等の採用の際、当然、職員もそうですけれども、個人情報を守るというのは誓約書の中でサインをしているということになりますので、当然守らなければならないというようになっていると思います。

【会 長】

他にございますか。

【白石委員】

手続的なことで事務局にお伺いしたいのですが、今回の案件は「期間延長用」となっております。届出状況報告書12ページの第5条に支給期間の延長ということがあって、ここに絡んでの届出報告だと思っておりますけれども、案件がいつばいあったのでよく思い出せないのですが、そもそも、もとの「期間延長用」では

ない、取扱要領全体に関する届出報告は、いつごろ行なわれたのか御記憶されていますか。

できれば、御説明の時にこの本案件は、要するに本論の部分については、何年何月の第何回の審議会で御承認いただきましたとか、一言入れていただきたいです。そうでないと、取扱要領全体と様式の審議を初めてやるという形になっているのかなど。ただ、不思議なのは、12ページの付則のところで、「この要領は、平成25年9月10日から施行」となっているので、まさに今なのですよ。だから、時期的なそごがあるのかどうかというのを事務局にお伺いしたい。

**【会 長】**

関連して、仮野委員お願いします。

**【仮野委員】**

この要領を見ると平成21年、つまり4年前に制定しています。おそらく、4年前の審議会にかかったのですか。あまり記憶にないのですが。

**【白石委員】**

多分、即答できないでしょうから、とりあえずこういう例の場合、これまでも事務局のほうから、これは実は何年何月に審議していただいたものの、例えば訂正ですとか、追加ですとかと御説明いただいているので、それはそういうふうにお願ひしておきたいと思います。

**【総務課長】**

御意見は大変参考にはなりますが、今回については、即答ができないので、今後につきましては、以前いつあったかということについてはなるべく調べるような形で、説明の際に付言させていただくような形をとりたいと思います。

**【白石委員】**

その上で1つ質問いいですか。

**【会 長】**

白石委員、お願いします。

**【白石委員】**

届出状況報告書の3ページの17-549、4ページの17-550ですけれども、個人情報の記録の保存方法が文書、要するに紙ベースになっていますね。ということは、この期間延長の様式類集の様式22号と23号、これをそのまま保存しておくことになろうかと思うのですが、そうすると件数的にはそんな多くないのでしょうか。大体、これまで平成21年から既に3年、4年実績を

積み重ねてきているでしょうけれども、おおむね何件ぐらい決定しているのか、それをお答えいただければと思います。

**【地域福祉係主事】**

件数ですが、21年10月から実際に開始しまして、最初のほうは少しずつ上がっていく形にはなり、その次の年度から1年で考えますと、大体20件前後を、毎月決定して、受給しておりました。しかし、年々、就職していく方も多く、離職する方も少なくなってきたのか、最近では月10件から15件の間になっております。

**【白石委員】**

要するにコンピューター入力して、データベース化するほどのことではなくて、紙として保存しているという状態なわけですね。だとすると、紙の保存についてはちゃんとしていただきたいということと、先ほど嶋田委員からも出ましたけれども、非正規公務員の非常勤嘱託職員の守秘義務の部分をきちっと課としてもケアしていただきたいということを一応要請しておきたいと思います。

**【会 長】**

白石委員からの意見を反映していただきたいと思います。

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、保有届の4ページ、届出番号28-215「小金井市児童発達支援センター利用申請書」から6ページ、届出番号28-220「小金井市児童発達支援センター使用料減額・免除（承認・不承認）決定通知書」まで、様式類集につきましては、5ページから10ページに書式を載せてございます。

自立生活支援課の案件です。まとめて説明させていただきます。

保有届の13ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

小金井市児童発達支援センターにつきましては、平成25年度第1回の本審議会へ運営等委託について諮問し、御承認いただいておりますが、関連する条例の施行規則が整い、申請に伴う各様式を新たに保有することから届出るものでございます。

個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧いただきたいと思います。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、諮問に移らせていただきたいと思います。

1 ページ、諮問第 1 2 号「小金井市耐震改修促進計画策定業務における固定資産課税台帳及び土地家屋名寄帳の目的外利用について」、まちづくり推進課の案件です。2 ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

市は、平成 2 0 年 3 月に「小金井市耐震改修促進計画」を策定しておりますが、その後、東日本大震災発生から東京都耐震改修促進計画の改定や建築物の耐震改修促進に関する法律の改正等を受け、小金井市耐震改修促進計画を改定いたします。改定に当たって、固定資産課税台帳や土地家屋名寄帳に記載された建築物の情報を利用し、建築物の耐震化状況の調査を行い、住宅の耐震化率等算定の資料にいたしたく、条例第 1 2 条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容につきましては、諮問の 1 ページ、必要とする個人情報の内容を御覧下さい。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

**【白石委員】**

庁舎内手続を説明いただきたいのですが、これは同じ小金井市の中の目的外利用という形ですよね。それで、利用したい所管課がまちづくり推進課、提供するのは資産税課ですと。これはこの審議会の諮問が承認された段階で、直接まちづくり推進課から資産税課に目的外利用の申請書みたいなものを出すのか、それとも全部、情報公開・個人情報担当を経由して出すのか、その事務的な流れを聞きたいのですが。

**【情報公開係長】**

審議会のほうで御承認いただいた段階で、まちづくり推進課から個人情報目的外利用申請書というものを資産税課に出していただきまして、それを受けた段階で内容を確認した上で、資産税課がまちづくり推進課に情報を提供するという形になります。情報公開係にそれが経由していくという形ではなくて、主管課でやりとりをしていただくというのが今後の流れになっております。

**【白石委員】**

小金井市全体を統括している総務課にはその控えとかは残らないのですか。要するにこの審議会を終えてしまったら、あとは御自由ということになるのですか。

**【情報公開係長】**

直接のデータは残らないのですが、1年間、なぜそういう目的外利用したのかという、それぞれの理由を各課のほうで統計をとっていただきまして、それをこちらのほうに報告を上げる形をとっております。年に1回、皆様のほうには運用状況の報告書を出させていただいておりますが、その中のデータとして、何課に何をさせたというより細かいデータがあるのですけれども、それを集計したものを皆様にお渡ししております。情報公開係では審議会にかかった案件という形で、件数を把握しているという流れになります。

**【会 長】**

白石委員からブラックボックス化するのではなくて、意思決定のプロセス、意志決定事項について明らかにして欲しいとご質問がございました。事務局の説明によりますと、客観的な情報に集約して、本審議会にも毎年度1回報告はあると。しかし、個別の具体については担当課間のやりとりで推進するということですね。

**【情報公開係長】**

なぜかといいますと、総務課の情報公開係を通してしまいますと、資産税課の個人情報総務課の人間が見てしまう形になりますので、それはあくまでも件数だけの把握という形で、こちらのほうはとらせていただいております。

**【白石委員】**

無理やり仕事を増やせということはこちらも望んではないので、それはそれでいいのですが、小金井市の条例というのは、全国に先駆けてなかなかいいものができているわけです。だけど、実際には、故意ではないけれど、漏えい事件があったりとか、紛失事件があったりとか、いろいろな経過があるではないですか。

そうすると、例えばこの問題についていっても、組織は人ですから、人事異動とか、退職とか、新規採用で人が入れかわっていくと、例えばこういうふういきちっとルール化されていて、網の中に入っていればいいんだけど、何となく所管課同士で適当にしてしまったということが万が一一生じないとも言えないわけですよ。だから、その辺は常に不断の努力というか、啓発というか、研修なりをきちんと毎年毎年やっていっていただきたいなど。最終的にはそういうことを

少し申し上げたかったのです。

**【会 長】**

白石委員からは、先ほどの事務局の説明も含めて考えますと、そういう担当課同士のやりとりに基づいて適切に行われてはいるが、しかし、社会システムというのは、100%完全なものはほぼ経験則としてあり得ないので、何か起こったときにいつでもその事情、そのエビデンスを説明できるような心構えで、日々の業務の処理を関係担当課間でやってほしいという御意見のように会長としても承った次第でございますが、事務局におかれてもこの件にかかわらず、類似の事務処理プロセスというのがございますので、何とぞよろしく願いいたします。

**【渡瀬委員】**

必要とする個人情報の内容でお聞きしたいのですが、民間特定建築物の所在地という「特定」というのは、どうやって探しているのか。それから、この下に書かれているようなことを調べるのですが、資産台帳を見れば、いつ作って、今どれくらいの、これは減価償却みたいな形をとっていると思うので、そういう情報で耐震がわかるのか、それは役に立つのかどうか、その辺について説明をお願いします。

**【まちづくり推進課長】**

まず、民間特定建築物は何かというお尋ねですけれども、これにつきましては耐震改修促進法というところに定めがございます、わかりやすく言いますと、民間特定建築物とは学校、体育館、病院、劇場、観覧場、百貨店とか、多くの人が集う場所というのが、民間特定建築物の定義に法定されてございます。

それから、こういった形で情報を集める理由はどうしてだということになるかと思えますけれども、今回、こういった台帳を見て情報としていただきたいと思っておりますのは、旧耐震の建築物です。昭和56年に建築基準法が改定されて以降、新耐震という形になってございます。これは一定の相当規模の地震に耐え得るとというのが目的で変わったものでございます。つまりそれ以前、昭和56年以前の建築物を私どもはこういった形で情報としてとりたいということで、こういう形になっているということです。

**【会 長】**

資産税課からも何か御説明ありますか。

**【資産税課主査】**

特につけ加えることはございません。

**【渡瀬委員】**

はい、わかりました。

**【会 長】**

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、諮問書の4ページ、諮問第13号「口座振替受付システムについて」、5ページ、諮問第14号「口座振替受付システムのオンライン接続（通信回線接続）について」、及び6ページ、諮問第15号「口座振替受付システム運用委託について」これら3件は関連しておりますので、一括して説明いたします。

納税課及び保険年金課の案件です。7ページから17ページに資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

現在、口座振替については、納税義務者の方が口座振替依頼書の用紙に記入の上、取扱金融機関の窓口へ提出していただいておりますが、金融機関の窓口の混雑状況により待たされる等があり、また、市の窓口で口座振替手続ができませんでした。

そのため、現行手法を残しつつ、市の窓口で直接口座振替手続が行える口座振替受付システムを新たに導入し、口座振替を申込み際の納税義務者の利便性を高め、期限内納付率の高い口座振替の件数を増加させることで収納率の向上を図りたいことから、条例第14条のシステム、条例第15条のオンライン接続及び条例第27条の委託をすることから諮問するものです。

個人情報の内容は共通で、各諮問の個人情報の記録項目になっております。

恐れ入ります、保有届を御覧いただきたいと思っております。3ページ、届出番号05-51及び11-443「口座振替受付システム」になります。こちらも納税課及び保険年金課の両課でシステムを持つことになります。

個人情報の内容につきましては諮問と同様となります。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

**【渡瀬委員】**

諮問13号、14号、15号の業務目的は同じことが書かれていますが、機能としては違うので、目的は違うではないかと。総合的に書かれているという気も

しますが。

それで、この3つの諮問で口座振替受付システムとっているのは何なのか。それから、オンライン接続と言っているのと、運用委託と言っている部分はどこを運用委託するのかということを含めて、15ページに図がありますので、どこまでが口座振替受付システムで、どこまでがオンライン接続で、どこを運用委託しているか、この構造ではよくわからないので、説明をお願いします。

#### 【会長】

事務局から説明があった関連の諮問案件、報告案件につきまして、題名は独立して切り離すというよりも、関係性が密着しているために、説明がわかりやすいようであってわかりにくい面があるわけです。

特に接続問題というのは常にそうでございますが、どこからどこがどちらの責任範囲かというのは、いつもネットワークシステム接続で起こるのでございます。渡瀬委員もそういう意味で図を示されて御質問されましたので、市の管理責任が及ぶ範囲、ネットワーク上の境界線がどこにあるのか、具体的に説明してほしいということでございます。

#### 【納税課主査】

条例第14条関係でございますが、これは個人情報保護条例第14条のほうで、電算システムに関係する内容ということで、口座振替受付システムとさせていただいております。

条例第15条のほうですが、こちらは通信回線に接続するという性質で、業務を分けているということになります。

条例第27条関係でございますが、こちらは今申し上げた個人情報の蓄積、通信回線接続につきまして業者に委託するという性質から、また別の諮問事項ということになってございます。

#### 【渡瀬委員】

これは確かに保険年金課と納税課に各1台ずつ端末を置くというふうになっていますが、この端末の先は市の中にあるのか、ストレートに通信につながっているのか、その辺がよくわからないのですが。

#### 【納税課長補佐】

端的に言うと、3つの部分をつなぐサービスになっていて、1つの端末、これは市が持っているものです。それがサーバーに接続しています。通信回線でこの端末とサーバーの間で交信されているのは、口座振替を開始したい税目、口座の

番号、暗証番号などです。直接やりとりするのは、市の持っている端末と携帯電話の回線を使ってサーバーと接続しているわけですが、そのサーバーとさらに金融機関を結んでいる、通常のクレジットカードの決済とかに使っているサービスを接続して、申し込みいただいた口座があるかないかを存在確認をするという流れとなっており、この全体を通してサービスになっているのです。

ですので、お答えしますと、市が直接持っている情報は、この端末にお客様自身に入力していただいた口座情報となります。直接接続している相手は、この受付サービスをやっているマルチペイメントという、機構が運営しているサーバーになります。サービス全体としては、その先に金融機関の決済システムにつながっているということになります。

**【渡瀬委員】**

要するに3つに分けて諮問されている境界線がセキュリティ対策という図しかなく、これでいうと、どこまでが諮問13号で、どこまでが諮問14号で、どれが諮問15号なのかわからないです。個人情報を安全に保つという、要するに保護という観点からいくと、漏らしてはいけないわけですが、その境目がはっきりしているから、多分これは3つに分けて諮問されているのだらうと思うのです。ということは、これはシステムですけれども、物理的にどこで分けるということがはっきりしてないとわからないです。

**【納税課長補佐】**

諮問の内容は14条関係、15条、27条と分かれていますのですが、最初の端末に口座情報とかを入力していただくという形で記録をすることが14条になります。その次、15条は、示している絵の無線決済端末とセンターをつないでいる接続の部分です。3番目の27条、委託の部分は、センターから金融機関を通して、口座があるかないかを確認していただくというサービスを委託していますので、その部分になります。

**【渡瀬委員】**

この絵でいくと、端末が受付システムということでもいいわけですね。

**【納税課長補佐】**

市が導入するシステムとしてはそうです。

**【渡瀬委員】**

それは今はないですね。

**【納税課長補佐】**

ないです。

**【渡瀬委員】**

これを今度導入して、受付システムにこういう情報を入れてもらいますよということですね。そして、その情報がFOMA通信を通じてセンターへ流して、センターはそのまま相手の金融機関に流して、確認をして返すということですね。

**【納税課長補佐】**

はい。

**【渡瀬委員】**

端末というのだけを別に考えている。情報としてはこの全体が安全に行くことじゃないかと思うのですが、それを3つに分けた理由というのは何ですか。

**【納税課長補佐】**

全体としてそういうサービスをして成り立っているということになるのですが、大きくは2つのサービスを結合してこれは成り立ってしまっていて、最後の金融機関と情報センターを結ぶところは、既存のクレジットカードの決済システムと同じものです。これはもともとNTTデータという会社が構築して、日本全域にあるサービスです。このサービスに新しくマルチペイメント推進機構が口座振替を受け付けるサービスを開発してしまっていて、その2つのサービスを融合させて、口座振替を開始しようとする口座の存在確認が、10分程度でできるようなシステムとして成り立っているものです。ですので、初めからつながった2つのシステムとして存在しているということになってしまいます。

**【渡瀬委員】**

10分程度かかるのですか。

**【納税課長補佐】**

実際には書類に記入していただくことから考えて、お客様1人当たりかかる所要時間が10分程度であって、端末の応答はもっとスピーディでございます。現在ですと、金融機関で直接やらなければいけないので、30分とか1時間ぐらい並んでいた、そういう手続が10分程度できるようになるので、利便性の向上につながると考えるところです。

**【渡瀬委員】**

8ページの支払という部分で、「受託者は、毎月、当月分実績を請求書にとりまとめ、市に送付する。市は、請求書の内容を確認の上、金融機関あてに代金を振り込む」。この受託者というのはどこですか。

**【納税課主査】**

こちらは運用委託の仕様書の案でございますが、この委託は来年4月から開始する予定でございますので、それまでに市のほうで契約行為を行いまして、受託者を決定するというところでございますが、現時点では未定でございます。

**【渡瀬委員】**

わかりました。

**【植草委員】**

このシステムを導入する意味合いというか、お話を聞いていますと、確かに利用者は便利になるかなと感じるのですが、通常、例えば公共料金の口座振替の依頼をしたいという場合であれば、事業者の作った申込書に口座番号等々を記載して、それを事業者に送ります。事業者はそれを届出銀行のほうに、この口座は確かにあるのか、届に間違いはないかどうかをチェックしてもらって、そのとおりであればそのまま申込みは成立するというのが普通だと思うのです。

ただ、現行は、こういった税金等については、そのようになってない。であるなら、そういう仕組にすれば良いのではないかと思うのです。そうすれば、新たにこのシステムを導入しなくてもいいですし、ある意味、余分なシステム導入によるリスクもなくなるのかなという気もするのですが、その辺はどうですか。

もう一つは、仮にこのシステムを導入した時のシステム名称についてです。結果として、利用者はその端末を使った手続と、申込書の記入というのをするわけですね。実際にここにあります連携の部分では、その申込書を使って手入力で、市のほうでもう一度電磁的記録をつくるということですね。そうなりますと、このシステム自体をもし導入したとしても、口座振替受付システムという名称よりは口座確認システムとかが適当で、口座振替受付システムにならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**【会 長】**

植草委員から、このシステム全体の、これはシステムデザインと申しますが、そのデザインの設計の思想を含めて、どこが行政上の能率改善とか、正確性の向上とか、もっとメリットがある別の方法があり得るんじゃないかという御指摘が今ありましたが、そのことを含めて明確に御説明願いたいと思います。

**【納税課長補佐】**

直接市役所に申し込むというのは、近隣でいえば国分寺市が行っています。市役所に申し込んでいただいたものを金融機関に送ります。それで、スムーズにい

かない場合には読み仮名が違っている、口座番号が読めないとかということで、また戻ってきます。それをまた納税者の方に連絡をとるということで、結論的にはかえって時間がかかってしまうことが多いので、ほとんどの市の場合は、口座がある金融機関に行けば印鑑の確認はすぐできるので、口座がある金融機関に納税通知書と通帳と印鑑をもっていただくという手続をとっています。小金井市も直接お受けするかというのは検討したのですが、かえって時間をいただくことが多くなるというトラブルが懸念されましたので、今、当市ではこの方法をとっていません。

あと、実際にはそれは文書的なやりとりをすることになりますので、今回の口座振替受付システムのほうが、即時にキャッシュカードさえあれば、またもう一つポイントがありまして、通帳を持ち歩いている方は少ないのですけれども、キャッシュカードを持ち歩いている方は多いという意味でも、既に導入している調布市とかを含めて、近隣市でも好評であるというふうに聞いていて、小金井市としても考えているところです。

もう一つは、確認のシステムにすぎないではないかというのは御指摘のとおりだと思うのですけれども、口座振替の申し込みの受付をするために、一番の核となる口座が納税者様の名義で存在するかというのを確認するシステムにすぎません。ただ、今現在、そこの部分に、申し上げるとおり、かなり長いやりとりがかかって、結果的に最長のことを考えると、金融機関に申し込んでいただいてから口座引き落としが可能になるまで、45日間見ていただくということを申込書のほうに記入しており、大変お時間をいただいております。このシステムがあれば、2週間後には引き落としが開始できるかもしれないということなので、そのスピードアップにつながります。

というのは、今現在の紙ベースでのやりとりも、まず開始のお申し込みをいただきます。市役所の場合は、口座の登録をするという作業が要ります。2個目の作業で、実際の引き落とし月になりましたら、この口座から引き落とししてくださいというデータをつくりまして、みずほ銀行に依頼して、各金融機関から引き落としという手続をとっております。

もともとその2段階をやっているのです、そのうちの受付の部分をスピーディ化するシステムだということです。ですので、市役所のほうでは結局、毎月毎月の引き落としのデータをつくって、金融機関と手続をとっていくということは変わらず必要になりますので、そこが利便性の向上の要なのですが、これはまさにそ

の意味では受付けのためのシステムなのだということです。

【植草委員】

わかりました。

【篠崎委員】

文言についてなのですけれども、いずれの諮問でも業務の目的のところでは納税義務者とあるのです。納税義務があるのはわかっているのですが、例えばこれは利用者とか、もっと平易な一般の市民が見てもおかしいと思わないような言葉に変えられないものかという疑問が出ました。

【納税課長補佐】

私たちの思いとしましては、口座振替は基本的に御本人名義のものになります。納税自体は通常であれば、納付書をお持ちであれば、御家族の方々でもお支払いいただけるのですけれども、口座振替に関しては基本的に納税義務者になります。その誤解がないようにという意味で、地方税法にも書かれている納税義務者という用語で書かせていただいたので、そうご理解いただくと。

【篠崎委員】

これは地方税法で書いてあるのですか。

【納税課長補佐】

納税義務者に納税義務があるとか、そういう形で出てくる用語なので、誤解がないようにということで納税義務者と書かせていただいたという趣旨です。課税されている御本人様に申込みをしていただくシステムになってございます。

【篠崎委員】

利便性を高めるというのは、利用者の利便性を高めるわけですね。

【納税課長補佐】

そうです。

【篠崎委員】

でしたら、利用者でいいのでないかなと思いました。

【納税課長補佐】

市報とか広報では、今後、このシステムを開始するときには、わかりやすい用語ということで考えさせていただきたいと思います。

さらに、篠崎委員のおっしゃっているのは、諮問書の文言も変えたほうがいいというお話でございませうか。

【篠崎委員】

そうです。

**【会 長】**

納税義務者という御指摘のあったようなキーワードについては、下にただし書きで、こういう意味でこれは使っているというか、これを変えるということは、国全体でも他の公共団体等でも多くの文言の表現法として使っている可能性があるのですが、今のそういう市民目線の意見などを反映する場合には、書式の欄外、備考欄に何か一言、それをわかった上でこれを使っているとか、あるいはこれは法に基づいて使っているとか、何か一言つけるということは無理ですか。

**【篠崎委員】**

あるいはどうしても無理ならば、諮問書は諮問書でこのとおりにして、今度の市報かなにかに載せるときに、必ずここを変えていただくとかですね。

**【納税課長補佐】**

そういう趣旨で考えさせていただいて、市報等では「利用者の方」と、お申込みのときには御本人様しかできませんというふうに書けば、同じ意味になりますので、そういう形で工夫させていただきたいと思っております。

**【篠崎委員】**

そのお答えで結構です。

**【会 長】**

何らかの工夫をしていただくということで、今の御意見を反映いたします。

**【望月委員】**

単純な質問で申しわけないですが、この制度を利用する者というのは、キャッシュカードを持っていない者は対象外ということでしょうか。先ほどのお話の中でも一般の口座振替制度というのは、業者のほうに出してやればできるということで、通帳と口座番号さえはつきりわかっているという話ですが、これですとキャッシュカードを読み込ませて云々ということですので、キャッシュカードをお持ちでない口座をお持ちの方は対象外ということですか。

**【納税課長補佐】**

御指摘のとおり、この端末を使って申込むというのはキャッシュカードがないとできません。キャッシュカードをお持ちでない方は、現在と同じように、金融機関のほうに用紙をもってお申込みをしていただく必要がございます。

**【望月委員】**

わかりました。

**【仮野委員】**

多摩地区では既に6市が導入していると表記されていますが、これはいつごろから利用されていて、特に問題は起きてないのでしょうか。納税義務者が困ったようなケースや、ネットワークがうまく機能しなかったというような混乱が起きてはいないでしょうか。

ちなみに、憲法30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」、納税義務者というのは憲法に書かれているから、そう問題にする必要はないのかと思っているのですが。

私が質問したいのは、現に導入されているところで特に問題はないか。個人情報漏れたとか、そんなことはないかという質問です。

**【納税課主査】**

多摩地区で6市が今導入しているというのは、そのとおりでございます。今回、審議会に際しまして、我々のほうで業者の候補となるところをお呼び立ていたしまして、今おっしゃられるようなところを中心にヒアリングしてまいりました。

先行自治体で何かトラブルになっているようなことだとか、個人情報の部分で問題になっているところはありませんかと尋ねたところ、特にはないのだけれども、お客様がすごく並ばれるようなときに、会話の中で大きな声でしゃべると個人情報漏れるようなことがあるので、そういったところは運用の面で注意させていただくとかいう工夫は一定必要なのかなと思いますが、そのようなことでしたので、システム自体に個人情報の部分で問題になるようなことはなかったと思います。

**【納税課長補佐】**

現在、登録を始めている6市というのは、おとし、23年度に調布市、その後、立川市、狛江市、八王子市、清瀬市、町田市が使っております。主査が申し上げたように、我々は全自治体の話までは聞いていませんが、業者だけではなく、特に第1に導入した調布市と狛江市の状況を詳しく伺いました。窓口の混雑とか、窓口のときにパスワードを入力しますので、パスワードが見えないようにする必要があるので、実際には手元に覆いをつくって、横方向等から見えないようにして運用しているということでございますので、私どももそのように配慮して運用したいと思っております。

**【仮野委員】**

はい、わかりました。

**【多田委員】**

このシステムが導入された場合は、一切文書でのやりとりはなくなるということでしょうか。

**【納税課長補佐】**

紙ベースでももちろん継続して実施いたしますので、両方をお使いいただけるようになります。

**【多田委員】**

じゃ、キャッシュカードを持っている人で口座振替したい人が、強制的に紙を排除して、端末操作ということではない。

**【納税課長補佐】**

ないです。

**【多田委員】**

電磁的記録保存年限1日とあるが、このセキュリティ対策の図のところ、暗証番号は暗号化して端末内に保存しないということは、10分間の操作を終わって、センターに情報を飛ばした後は、小金井市が持っている端末の中に個人情報は一切なくなるという考え方でよろしいのでしょうか。

**【納税課主査】**

ここで1日とさせていただいておりますのは、申込みをしまして、やはり取り消したいと言われる方がおられるそうです。その方が来られた場合には、その日中であれば、私どもはデータが暗号化されているのでわからないですけれども、取消しというのは端末を通じて1日中であればできますので、そういった面でデータの保存年限1日とさせていただいております。

**【多田委員】**

10分以上1日未満は保存するが、1日を超えたら端末の中から情報が消えるということですね。

**【会 長】**

よろしいですか。

**【多田委員】**

はい。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件について承認させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の全ての報告、諮問事項についての審議は終了とさせていただきます。

それでは、本日の日程のその他に移らせていただきます。

まず、事務局から、その他の報告等の説明を早速お願いいたします。

どうも職員の方、ありがとうございました。

**【総務課長】**

次回の日程でございます。年をまたぎまして1月30日（木曜日）に会議室をおとりしてありますので、御都合のほうはいかがでしょうか。お願いいたします。

**【会 長】**

次回の日程について、会議室の関係で平成26年1月30日（木曜日）と提案がございましたが、よろしいでしょうか。

午後6時、定刻開始となります。そのことを含めましてご承認いただければ、次回は平成26年1月30日木曜日午後6時から、当801会議室で開催いたしたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日、大変時間を要しましたけれども、これをもちまして本日の審議会の全ての審議を終了いたし、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —